

税務Q&A



事業用車両を買い替えた場合の 確定申告での注意事項

九州北部税理士会 福岡支部 調査研究委員会 戸江 千枝
(ホームページ <http://www.kyuhokuzei-fukuoka.jp/>)



個人事業を営んでおり、昨年の9月に、主に事業用として6年間使用した車を下取りに出し、同じく事業用として新車を購入しました。確定申告にあたって注意すべき点を教えてください。



事業用車両の下取りは車を売却したものとして総合課税の譲渡所得に該当しますので、事業所得とは別に計算し申告を行います。また、新車の減価償却方法やリサイクル預託金の資産計上などにも注意が必要です。

1. 短期譲渡所得と長期譲渡所得

下取りに出した車は使用期間が6年間ということですので、総合課税の長期譲渡所得に該当します。かりに取得の日以後5年以内に譲渡した場合は短期譲渡所得となります。

総合課税の譲渡所得には譲渡益から総額で50万円(譲渡益の合計額が50万円に満たない場合はその合計額)の特別控除が認められていますが、特別控除は短期譲渡→長期譲渡の順に適用しますので、同年中に複数の譲渡があった場合は留意が必要です。

2. 家事分についての計算除外

生活用動産の譲渡は所得税の課税対象ではないため、主に事業用であっても、たとえば子供の送迎や買い物に使用する分として、いわゆる「家事否認」がある場合、その割合を用いて譲渡所得の計算を行う必要があります。

譲渡所得は、総収入金額－(取得費＋譲渡費用)で計算されますが、各項目から家事分を除いて計算します。かりに家事に使用する割合を20%としていたときは、残りの80%が譲渡所得の計算に反映されることになるわけです。

この家事分の除外については、以下で説明する減価償却費やリサイクル預託金の計算においても同様に考慮することになります。

3. 新車の減価償却方法

一定のものを除き、平成19年4月1日以後に取得した有形減価償却資産は、原則として定額法を適用して減価償却費を計算することとされています。したがって、昨年取得した新車については原則として定額法により使用期間分の償却費を計算することになります。ただし、一定の届出をすることによって定率法を選定することもできます。注意が必要なのは、以前に車両について定率法選定の届出をしており、あらたに償却方法選定の届出をしていない場合です。この場合は、下取りに出した車と同じ資産区分に属する新車についても定率法を選定したものとみなしますので、引き続き定率法で減価償却費を計算することになります。なお、これは車両に限らず建物等の一部の資産を除き有形の減価償却資産に共通して適用される規定です。

4. リサイクル預託金

車を購入したときに支払うリサイクル預託金は、「使用済自動車の再資源化等に関する法律」に基づき資金管理法に預託しているものです。したがって購入したときに支払ったものは、預け金として資産に計上しなければならず、下取りに出したときは、車と共に同額の金銭債権として譲渡したことになります。

車を下取りに出して新車を購入するという日常の行為も、その車が事業用資産である場合、確定申告においては煩雑な計算が必要となる場合があります。消費税の課税事業者である場合は消費税の計算にも関わりますので、専門家へ、早めのご相談をお勧めします。